

平成 24 年度

事 業 計 画

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

目 次

【 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究 】	
1 次世代電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究（国庫委託応募事業含む）	1
(1) データ利活用のための環境整備	1
(2) 情報融合による新サービス創出に向けた基盤整備	1
(3) 情報財の検討と国際連携	2
2 電子記録管理基盤の整備に関する調査研究	2
3 電子情報利活用システム及び技術に関する調査研究	2
(1) 有識者意見交換（アドバイザー会議）	2
(2) 情報銀行の整備	2
(3) 画像活用型本人認証に関する調査研究	2
(4) 家庭情報利活用の安全基盤に関する調査研究	3
【 安信簡情報環境の整備の推進 】	
1 JCAN 仕様パブリック証明書普及プロジェクト（JCAN）	3
2 事業者等総合情報基盤（ROBINS）構築プロジェクト	4
3 個人情報安心管理サービス（PS-Agent）等に関する調査研究	4
【 電子情報の利活用のための登録管理事業 】	
1 標準企業コード登録管理等	5
2 電子的割符登録管理	5
【 電子情報の利活用のための標準化の推進 】	
1 模倣品対策におけるトレーサビリティに関する国際標準化	5
2 屋内空間の 3 次元空間モデルに関する国際標準化	6
3 その他 ISO 国際標準化活動への参画	6
【 事業プログラム制度による民間参加型事業の推進 】	
(1) 次世代電子情報利活用フォーラム（FAUDI）	6
(2) 電子記録応用基盤フォーラム（eRAP）	6
(3) g コンテンツ流通推進協議会	6
(4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム	6
【 個人情報保護のための認証制度の運営等 】	
1 プライバシーマーク制度の運用	7
(1) プライバシーマーク制度の運用	7

(2)	プライバシーマーク制度に影響を及ぼす動向の分析と対応検討	7
(3)	プライバシーマーク制度に係る情報提供サービス	7
(4)	プライバシーマーク審査員の評価・登録	8
(5)	我が国情報経済社会における基盤整備（経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドライン等の見直し及び普及啓発に係る調査研究）（国庫委託応募事業）	8
2	認定個人情報保護団体の運営	8

【 情報セキュリティマネジメントの定着のための認定制度の運営等 】

1	情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営	9
(1)	ISMS 適合性評価制度の運用	9
(2)	ITSMS 適合性評価制度の運用	9
(3)	BCMS 適合性評価制度の運用	9
2	情報マネジメントの推進に関する調査研究	10
(1)	情報資産マネジメントに関連する調査研究	10

【 電子署名・認証制度の推進のための指定調査機関業務等の実施 】

1	特定認証業務の認定に係る業務の実施方法等の調査	10
2	電子署名・認証の利活用促進及び普及啓発（国庫委託応募事業）	10

【 電子情報利活用の促進に関する普及啓発及び広報 】

1	電子情報利活用に関する情報収集及び発信	11
2	成果の提供	11
3	事業活動等の情報提供	11
4	賛助会員サービス	11

平成24年度事業計画

今後の情報経済社会の方向性として、産業分野・事業分野・企業等を横断する融合社会システムやビジネスモデルの創出が想定され、そこでは、様々な情報を融合して新たな付加価値を生み出すことや、それによる新サービス、新産業を創出し、国内だけでなく海外へもプラットフォーム展開すること、個人の発するパーソナルな情報の経済価値を通じて社会価値を増幅させるための安心・安全な技術的、制度的枠組みが求められている。

当協会では一般財団法人移行を契機に、このような観点からの将来事業の発掘に取り組んでいる。移行後2年目となる本年度では、JCAN式パブリック証明書普及プロジェクトの本格事業展開と事業者等総合情報基盤（ROBINS）構築プロジェクトのパイロット運用を開始するほか、個々の事業で進める技術要素等のマーケティング調査及び複数の技術要素等を組み合わせたパッケージとしての政策提案や民間企業へのシステム提案による市場開拓に取り組む。

これら事業の実施にあたっては、新たにgコンテンツ流通推進協議会と次世代パーソナルサービス推進コンソーシアムを事業プログラム制度に取り込むなど産業界との連携とその意見を集約しつつ推進する。

【 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究 】

1 次世代電子情報利活用に関する調査研究（国庫委託応募事業を含む）

(1) データ利活用のための環境整備

異なる機関が所有するデータを、情報の公開と共有により最大限に利活用し、価値を生み出す仕組みとしてLOD (Linked Open Data) が注目され、W3C (The World Wide Web Consortium) で、そのデータ形式や品質などの標準化議論が開始されたところである。本事業では、行政が所有する地理空間情報を中心としたデータに着目し、LOD として公開するためのルール策定やデータ形式の検討、測位情報の品質に関する評価軸の検討、屋内空間のモデル化に関する国際標準化等を推進する。

(2) 情報融合による新サービス創出に向けた基盤整備

人口の急増、途上国の経済発展に伴い、世界レベルでの都市化が進展しており、今後とも各都市の更なる「高集積化」、「大規模化」が想定され、都市の在り方を検討することが将来的に不可欠になっている。そこで、これまでのG空間の知見やパーソナル情報の知見を活かし、異種のパーソナルモビリティを組み合わせた最適な移動サービスを題材に、安全なパーソナル情報（単独で個人情報か否かに関わらず、個人と連結可能な情報の総称）の利用に係る技術基盤や制度構築について、関係府省と連携しつつ推進する。また、それらを個人のプライバシーを守りながら、安全に利用し、産業界のさらなる発展を図るための方策（マネジメントシステム）の検討を行う。さらに、2010年代後半に4機体制を確立することが閣議決定された準天頂衛星システムがアジア・オセアニア地域を覆域としたプラットフォームになることから、実証フィールドを国内に限定することなく、必要に応じ、海外もイノベーションフィールドと捉えて、基盤整備を推進する。

(3) 情報財の検討と国際連携

世界的にパーソナル情報のビジネスへの利活用は急速に広がりつつあり、パーソナル情報の経済価値についても、世界経済フォーラムや OECD 等の場で検討が始まるなど、新たなサービスの展開に向けた動きが活発化してきている。

このような中で、企業等が有する大規模なパーソナル情報についての経済価値の評価指標を策定することは、情報を多く有する企業等への投資の促進、企業等における情報の収集と利活用に係る取り組みの向上、さらに新たな技術やサービスの出現を促すなどの効果も期待される。

そこで、健康情報、購買情報などを用いて、経済価値について検討するとともに、マーケットプレイスが創出された場合に必要となる制度的措置や技術開発について調査研究を行う。また、この活動を通じて得た知見は、昨年度の行動履歴を題材にした経済価値に引き続き OECD 等海外機関において発表を行い、海外におけるプレゼンス向上に努める。

2 電子記録管理基盤の整備に関する調査研究

電子記録を安全、長期かつ効率よく管理するためのシステム基盤を整備するため、後述の「電子記録応用基盤フォーラム (eRAP)」会員企業と連携して、組織の記録管理の状況をレイティングするための指標作成と電子記録マネジメントに関する教育プログラム作成を行うほか、これに伴うレイティングの評価制度やマネジメントの資格制度の導入可能性に関する検討を行う。

また、これまでに作成したシステム要件、運用・実装ガイドライン等を協会の文書管理に関する電子記録マネジメントシステムに適用し、その有効性を検証する。

3 電子情報利活用システム及び技術に関する調査研究

(1) 有識者意見交換 (アドバイザー会議)

産学官の様々な分野の実務者、学識者による意見交換の場として「アドバイザー会議」を引き続き設置し、当協会が実施する各種事業に対して率直な意見をいただくほか、今後取り組むべき課題について議論を行う。

(2) 情報銀行の整備

本事業では、個々人の生活情報 (運動情報、食事情報、購買情報など) をクラウド上に集約し、自己回帰型サービスの高度化を図るとともに、インターネット上のサービスの利用時点 (POU: Point of Use) 情報を事業者間で安全に連携し、共有することによって可能になる様々なサービスについて、それを実現するために解決すべき法制度上の課題を整理しつつ、システムアーキテクチャにおける課題や必要となる制度の検討を行って来た。

本年度は、引き続き同様な調査研究を実施するとともに、実証評価事業の第一段階として、購買情報や、レシピ情報などを対象とする具体的なサービスモデルを想定し、情報システム基盤の基本設計、概念設計を想定サービス事業者とともに作成しつつ、課題を抽出する。

(3) 画像活用型本人認証に関する調査研究

平成 22 年度から、新たな個人認証手法としての画像を活用した登録本人認証手法、及びその普及策等について検討しており、昨年度は利用者向けガイドラインを作成した。

平成 24 年度では、大震災等の緊急時における本人認証基盤として画像活用型本人認証方式を用いた「耐災害本人認証システム」について提案書を取りまとめ、関係の省庁や自治体に提案する。

(4) 家庭情報利活用の安全基盤に関する調査研究

家庭内での発生時点情報（POU 情報）の利活用について、スマートハウスをユースケースに家庭のエネルギー需給情報の利用の仕組みを提案し、スマートハウス情報活用基盤整備フォーラム（eSHIPS）参加各社は事業化を進めつつあるが、今後、家庭情報を利用した新しいサービスや事業が生まれるためには、さらに様々な生活情報が安全に扱われ、安心して提供される仕組みの整備が必要である。

このため、スマートハウス事業での成果をもとに、①家庭情報（エネルギー需給情報、センサー情報ほか）の流通における情報利用や保護の在り方を検討し、指針にまとめるほか、②指針を遵守するために家庭情報を取り扱う事業者に対する第三者認証制度などの可能性について検討する。

【 安信簡情報環境の整備の推進 】

1 JCAN仕様パブリック証明書普及プロジェクト（JCAN）

社員証、名刺、職責印に相当し、安価で扱いやすく信頼性の高いビジネス用のパブリック電子証明書「JCAN 証明書」を社会的な基盤として確立するため、平成 21 年度から JCAN ルート認証局の構築などの整備に着手し、平成 23 年 12 月末に大学・認証会社・クラウドサービス会社・ソフト会社・デパートなど 6 社が参加する実証実験を終了した。平成 24 年 1 月からは JCAN 証明書発行業務の基本要素となる次の 2 つの認定業務を本格的に開始したところである。

- ・企業の人事部門等が行う証明書発行業務の認定（LRA 認定）：

企業等が人事 DB 等に基づいて「JCAN ビジネス証明書」の発行業務を適切に行っていることを認定する事業。

- ・電子証明書プロファイルやその発行手続きの準拠性の認定（CSB 認定）：

CA（Certification Authority）局がプロファイルや発行手続きについて JCAN の定める共通仕様を順守していることを認定する事業。

平成 24 年度は、これら認定事業の拡充を図るとともに、新たに、CA 局が ETSI 標準に適合していることの認定審査（ETSI 認定）を開始する。

また今後については、昨年度設置した JCAN ビジネスインキュベーション推進会議を中心に、①クラウドや SaaS 等アプリケーション利用の場面における認証に使う電子証明書の利用促進、②高い信頼性が求められる部品（航空宇宙産業、自動車産業等）のサプライチェーンの管理の場面（部品管理、取扱事業者管理等）における認証及び証跡保存に使う電子証明書の利用促進、③大学で利用されているキャンパスカード（IC カード）に JCAN 証明書をフレキシブルに組み込む仕組みの提供による利用促進、などの様々な方向から普及拡大に取り組む。

国際展開についても、米 Intel 社との模倣品対策の協業、独 TÜV iT 社との LRA 認定事業の協業を実現し、それらを足掛かりに欧米での展開に取り組む。

(注)

LRA（Local Registration Authority）：認証局機能の 1 つである登録局業務の一形態であり、JCAN では企業等が自社の社員に JCAN ビジネス証明書の発行に必要な登録業務を行う部分を指す

CSB（Certificate Service Body）：証明書発行サービスを行う機関または部門

ETSI（European Telecommunications Standards Institute）：EU 圏の電気通信における標準仕様を策定

するために設立された標準化団体

SEMI：半導体及び関連技術の製造装置・材料・サービスを提供している企業の国際的な工業会

2 事業者等総合情報基盤（ROBINS）構築プロジェクト

インターネットを、ツールとしてではなく、人間の活動空間（領域）として捉え、その場合に必要となる事業者（ビジネス・エンティティ）のエンティティ認証のための環境整備（秩序、規範の整備）を行い、民間、行政等がインターネット空間で行う活動の「安信簡」基盤を提供する。

本事業で ROBINS が提供する「安信簡」基盤は、次の 2 つからなる。

- ・属性情報基盤：インターネット空間で「実在確認」された事業者(個人事業者含む)に関する信頼できる基本属性情報（組織名称(日本語、英字表記、よみがな等)、住所、ホームページの URL など）を提供する。
- ・情報連携基盤：行政や様々な組織により付番された各種コード（会社法人等番号、証券コード等）の体系間の連携を図る。

具体的には、掲載を希望する企業、団体、個人事業者等の基本属性情報を、当該者の意思で然るべき第三者（資格者＝士業）の確認を得て掲載し、誰もが検索・参照できる環境を整備し提供するものである。

すでに平成 23 年度において、プロトタイプ構築とその実証実験の中で、標準企業コード等のデータを取り込み、運用や確認ポリシーの評価を行っており、平成 24 年度は、この評価に基づき次のユースケース実現に向けてパイロット運用を実施する。

- ①本社以外の事業所・支社・出張所等情報の集積
- ②個人事業主情報の掲載
- ③電子申請、入札に必要な情報の集積
- ④SSL 証明書やドメインと連携した事業者身元情報表示
- ⑤電子決算公告等の活動報告の掲載 等

また、ROBINS のパートナー（第三者確認のサービス者等）及びユーザーの獲得に向けた普及活動として、トラストシール、ブラウザエクステンションによる ROBINS 活用事例の紹介、民間連携が謳われている共通企業番号の官民連携の有力な仕組みであることを積極的に PR し、行政での利用や国際対応などを進めることとする。

3 個人情報安心管理サービス（PS-Agent）等に関する調査研究

PS-Agent は、個人の側に立って、信頼性のある個人情報を安心・安全に管理し、仮名や匿名技術等により保護された個人情報を個人・企業間で簡単・便利に利用できるサービスである。平成 23 年度には、このような社会制度・基盤について個人情報保護の観点から内容検討やポリシー等の求められる要件等を検討した。平成 24 年度は、これを踏まえて PS-Agent の望ましいあり方の検討、普及促進を目的とした研究会を開催するほか、ユースケースを情報銀行や OIDF-J（OpenID Foundation Japan）の Student Identity Trust Framework と連携して検討しつつ、段階的な導入を目指す。

また、国際協調の可能性の検討を行う。具体的には、欧米各国の ID マネジメントや個人情報・プライバシー保護に関して、イギリス（midata・Identity Assurance Service Description）、ドイツ（eID・De-Mail）、アメリカ（Open Identity Trust Framework）等の調査の実施と検

討の場に参加する。

【 電子情報の利活用のための登録管理事業 】

1 標準企業コード登録管理

EDI（電子データ交換）に利用する「標準企業コード」の登録・管理を平成元年4月から実施している。また、OSI(開放型システム間相互接続)による通信で共通に認識しなければならないオブジェクトに対して識別子を付与する業務を平成2年11月にJISC（工業標準調査会）から移管され実施している。

現在、標準企業コードは24,800社、OSIオブジェクトは110社(いずれも平成24年2月現在)を超える企業に利用されており、引き続きこれらの登録・管理を実施する。さらに本年度は標準企業コードの利用を、従来の産業分野だけでなく、人材派遣、生産委託などの新しい業態の企業に拡大するため、ニーズ調査やプロモーションを実施する。

また、標準コードの利用者の利便に供するため、コードリストの公開、登録企業への情報提供の充実などを逐次実施する。

2 電子的割符登録管理

秘密分散技術である「電子的割符を用いて」、個人情報や重要なデータを安心・安全に保管するデータ預かりサービスを直接・間接の2種類に分けて提供する。

昨年度に引き続き確実に顧客が獲得できる間接預かりサービスの拡充を優先し、割符サービスを行っている企業との連結システムを活用した顧客の確保・拡大に向け拡販活動を展開する。

並行して将来のメインターゲットとしての直接預かり顧客獲得に向け体制を強化して拡販活動を行う。

さらに、ユーザー拡大のため、データ/紙文書預かり業者との連携や割符アクセラレータボード利用等のシステムエンハンスを行う、また、電子的割符機能をJIPDEC自ら活用し、その価値を高めるため、内部関連部門への導入を検討する。

【 電子情報の利活用のための標準化の推進 】

1 模倣品対策におけるトレーサビリティに関する国際標準化

模倣品対策におけるトレーサビリティに関する国際標準化を議論しているISO/TC247及びPC246の国内審議団体として、国際標準化活動を推進する中で「JCAN 証明書プロファイルの国際標準化」を実現し、JCANの普及促進を図る。

具体的にはISO/TC247及びPC246においてJCAN 証明書プロファイルを用いた模倣品対策の仕組みに関する規格を提案しており、平成24年度は12月までにCD登録を行うため、9月開催予定のTC247全体会議（バンクーバ）等に積極的に参加する。

なお、JCAN 証明書プロファイルはすでに半導体の業界標準(SEMI規格)にも採用(平成23年10月26日)されており、各国の模倣品対策関係組織と連携し、仕組みの国際展開を図る。

2 屋内空間の3次元空間モデルに関する国際標準化

屋外・屋内空間をシームレスにつないだサービスや、屋内空間におけるサービスを実施するわが国のサービス産業等の国際競争力強化に向けて、屋内空間の3次元モデルに関する国際標準化を推進する。具体的には、W3C、OGC 等関係機関との協調関係を視野に入れつつ、ISO/TC211へ新規作業項目(NWIP)を提案すべく国内の関係府省、産業界と調整を進め、その活動を行う。

3 その他 ISO 国際標準化活動への参画

ISO TC184/SC4の国内審議団体として、製品データモデルの表現規格(STEP)や電子部品ライブラリ(PLIB:Parts Library)等の規格案件の審議を行う。また、ISOTC154の国内審議団体として、EDI等の規格案件の審議を行う。

【事業プログラム制度による民間参加型事業の推進】

事業プログラム制度により協会内にフォーラム等を設置し、企業等民間の参加を得て事業を推進する。平成22年度に設置した「次世代電子情報利活用推進フォーラム(次世代フォーラム)」及び「電子記録応用基盤フォーラム(eRAP)」を引き続き運営するとともに、新たに「gコンテンツ流通推進協議会」及び「次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム」を加え運営する。

(1) 次世代電子情報利活用推進フォーラム(次世代フォーラム)

個別テーマの事業プログラムに参加する企業や賛助会員など、多様な業種にわたる企業間の情報交流や意見交換、また研究会活動の成果を通じて、次世代電子情報利活用の基盤整備のための方策の検討や必要に応じて政府への提言、政府施策の受け皿となる組織づくり等を行う。

また、セミナーや成果発表会等の開催を通して電子情報流通に関する技術基盤やシステム基盤、新しいビジネスモデルの仕組み等について情報発信する(別掲「事業活動等の情報提供」)。

研究会については、前述の情報銀行の整備、画像活用型本人認証に関する調査研究等を行う。

(2) 電子記録応用基盤フォーラム(eRAP)

電子記録マネジメントシステムやその要素技術に関わる企業により組織し、前述の電子記録管理基盤となるマネジメントシステム要件、ガイドライン等の検討や国際標準化機関等との国際連携活動を行う。

(3) gコンテンツ流通推進協議会

時空間情報を有するコンテンツ(gコンテンツ)の流通環境整備に関心を有する企業等で組織し、会員間の情報交換の促進を図るとともに、Location Business Japan2012、G空間 EXPO や各種地理空間情報関連行事への参加など広報普及活動を行う。

(4) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム

個人に関する情報を、プライバシーに配慮しつつ、安心・安全に利活用するサービスに関心を有する企業で組織し、サービス市場創出のための、個人情報処理方法や制度整備の検討を行うとともに、提言・普及活動を行う。

【 個人情報保護のための認証制度の運営等 】

1 プライバシーマーク制度の運用

(1) プライバシーマーク制度の運用

平成 10 年 4 月に当協会が運用を開始したプライバシーマーク制度は、JIS Q 15001:2006（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）を審査基準として運用している。平成 17 年 4 月の「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法という。」）の全面施行を受けて申請数が増加し、平成 24 年 2 月末現在、付与事業者の有効事業者数は 12,442 社に達し、わが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たす制度として認知され、海外からも注目を集めるに至っている。

平成 24 年度も引き続き、プライバシーマーク指定審査機関（以下「指定審査機関」という。）及びプライバシーマーク指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）と、連絡会等の開催などを通じ相互に協力しながら、事務局、苦情相談・事故対応体制、審査体制及び研修体制の整備・増強など、全工程に係る業務効率と信頼性の向上を目標に制度運用の改善に取り組む。

一方、調査を基にした積極的な広報活動や制度説明会などの研修会・セミナー等を通じて新規申請事業者の拡大に努めるとともに、付与事業者の顧客満足度を高めるために消費者の認知度の向上、付与事業者表彰、情報提供の強化などの方策を検討し実施することにより、付与事業者の更新率の維持・向上を図り、プライバシーマーク制度の一層の定着に努める。消費者の認知度についても、引き続きホームページや消費者団体等関係機関との協力その他の機会を利用し、その向上に努める。

(2) プライバシーマーク制度に影響を及ぼす動向の分析と対応検討

社会保障・税に係わる番号制度導入に伴う情報保護評価（PIA）においてプライバシーマーク制度が果たすことができる役割について分析し、プライバシーマーク制度のさらなる普及に向けての検討を行う。

また、海外の関連機関の動向把握や情報交換を通じて、国際整合性の確保に努めつつ制度の広報と周知を図り、海外の同種制度との相互承認推進に向けた国際協力などの必要な取り組みを行うとともに、ISO における個人情報保護マネジメントシステム（PIMS）規格の検討状況や EU の個人データ保護指令の改正状況についての情報把握に努め、プライバシーマーク制度への影響及び対策を検討する。

(3) プライバシーマーク制度に係る情報提供サービス

プライバシーマーク付与事業者へのインセンティブや満足度向上に向け、平成 23 年度に引き続き、貢献事業者表彰を行うと共に、「JIPDEC プライバシーマークフォーラム 2012」の開催等、付与事業者にとって有用な情報収集の場となる研修会等を開催する。

プライバシーマーク取得予定事業者に対しては、構築から運用に係る説明会や個人情報保護マネジメントシステム(PMS)構築相談室の拡充と運営を継続して行うほか、経済団体及び消費者団体等の関係機関が主催するセミナー等に講師派遣を行い、さらなる連携関係を深める。また、プライバシーマークの普及啓発に向けた広報として、市場調査等の結果をもとに対象を選別し、最適な媒体を活用展開することにより、消費者及び一般事業者における認知度向上に寄与する。

一方、プライバシーマーク制度のホームページの充実を図るほか、付与事業者に対するメール配信等を通じ、積極的な情報発信に努める。なお、個人情報保護に関する国際連携のための情報発信についても充実を図る。

(4) プライバシーマーク審査員の評価・登録

当協会では、プライバシーマーク制度の運営にあたって、実務研修等を通じプライバシーマーク審査員の育成・確保に努めてきた。

平成 19 年 9 月、審査員の質的向上と審査レベルの均質化を目的としてプライバシーマーク審査員の登録制度をスタートさせ、登録者総数は、主任審査員 300 名、審査員 280 名、審査員補 652 名で、合計 1232 名（平成 24 年 2 月末現在）となっている。

平成 24 年度は、引き続き、新規登録申請者の審査や既登録者からの審査実績並びに実務評価による「更新申請」「格上げ登録申請」などの評価、登録業務を円滑に実施するとともに、平成 23 年度より試験運用を開始した指定審査機関及び指定研修機関と審査員情報を共同利用するための「プライバシーマーク審査員登録データベース」の検証を行う。

(5) 我が国情報経済社会における基盤整備（経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドライン等の見直し及び普及啓発に係る調査研究）（国庫委託応募事業）

保護法が平成 17 年 4 月に全面施行されて以降、経済産業省では個人情報の適正な取扱い確保や有用利用に関する事業者活動を支援する目的でガイドライン及び Q&A の見直しを行っており、当協会はその検討に専門的立場から協力している。

平成 24 年度においても、経済産業省が計画する事業を推進するために、事業者が保護法への適正な取り組みを推進するために講じるべき施策について検討し、その普及活動を通じて安全・安心な社会の実現化に資する活動を行っていく。また、その一環として、他の認定個人情報保護団体と協力して、個人情報保護の推進に資する活動を展開する。

2 認定個人情報保護団体の運営

当協会は、保護法第 37 条第 1 項に基づく認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）として経済産業大臣および総務大臣より認定を受けている。平成 24 年度も、保護法第 37 条の①業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、②対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供、③そのほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し、認定団体として必要な業務を適正に実施する。

対象事業者は、プライバシーマーク制度によって認定されている付与事業者であって、保護法第 41 条に従って対象事業者となることに同意を得た 8,175 の事業者(平成 24 年 2 月末現在)が対象となっている。平成 24 年度においても、対象事業者管理、苦情処理管理等の仕組みを充実し、引き続き認定団体の業務を推進して対象事業者の適正な個人情報の取り扱いの促進を図るとともに、対象事業者向けの効率的かつ効果的な情報提供の仕組みを検討する。また、他の認定団体間の整合性を確保すること等のために意見交換を行い、保護法の適切な運用に資する。

【 情報セキュリティマネジメント定着のための認定制度の運営等 】

1 情報マネジメントシステム適合性評価制度の運営

(1) ISMS 適合性評価制度の運用

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：Information Security Management System）適合性評価制度は、平成 17 年 10 月に発行された ISMS の国際規格 ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）及び ISO/IEC 27006（マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項）をベースとし、国際的に整合性の取れた第三者認証制度であり、組織における情報セキュリティのレベルを継続的に維持・向上させることを目的としている。

当協会では、平成 14 年度から本制度の本格運用を開始し、ISMS 認証審査を行う「認証機関」26 機関、「ISMS 要員認証機関」1 機関を認定しており、ISMS 認証取得組織数は 4,004（平成 24 年 2 月現在）となっている。

平成 24 年度も引き続き、新規の申請機関及び認定した認証機関の審査（更新・サーベイランス）を行うとともに、認証機関や認証取得組織等に対して制度のより一層の信頼性の確保・定着のための活動（MS 認証信頼性向上イニシアティブ）や ISMS/ITSMS の国際的対応を図るための標準化活動、PAC/IAF（太平洋認定機関協力機構/国際認定機関フォーラム）会員として国際的な認定機関との相互連携を推進する。

(2) ITSMS 適合性評価制度の運用

IT サービスマネジメントシステム（ITSMS：Information Technology Service Management System）適合性評価制度は、平成 17 年 12 月に発行された ITSMS の国際規格 ISO/IEC 20000-1（JIS Q 20000-1）をベースとし、国際的に整合性の取れた第三者認証制度であり、組織における IT サービス運用管理の品質を継続的に維持・向上させることを目的としている。

本制度は、ISMS 制度との統合を視野に入れ、平成 19 年 4 月より本格運用を開始しており、現在 10 認証機関を認定している。ITSMS 認証取得組織数は 160（平成 24 年 2 月現在）となっている。6 年目となる平成 24 年度では認定の対象となる認証機関の認定審査・登録業務を実施するとともに、本制度全体の運用・維持管理を行う。

また、ISO/IEC 20000 の改訂に伴い、改訂版の認証基準に対する移行措置を実施する。

今後のクラウド対応及び ITSMS 段階的導入等の市場ニーズを踏まえ、関連団体及び関連事業者を対象に ITSMS に関するヒアリング調査と普及啓発活動を実施する。

(3) BCMS 適合性評価制度の運用

事業継続マネジメントシステム（BCMS：Business Continuity Management System）適合性評価制度は、英国規格 BS 25999-2（BCMS 認証基準）に対する第三者認証制度であり、組織における事業継続能力を向上させることにより、わが国産業の健全な発展に貢献することを目的としている。

当協会では、平成 22 年度から本制度の正式運用を開始し、BCMS 認証審査を行う「認証機関」6 機関を認定している。BCMS 認証取得組織数は、30 組織（平成 24 年 2 月現在）となっている。

平成 24 年度では、新規の申請機関及び認定した認証機関の認定審査・登録業務を実施するとともに、本制度全体の運用・維持管理を行う。また、国際標準（ISO22301）の発行に伴い、英国規格 BS 25999-2 から国際的な BCMS 認証基準への移行措置を実施する。

また組織における事業継続マネジメント（BCM）を浸透・定着させるため、必要なユーザーズガイド等を策定するとともに、関連団体及び関連事業者等を対象に、BCMS に関する普及啓発

活動を実施する。

2 情報マネジメントの推進に関する調査研究

(1) 情報資産マネジメントに関連する調査研究

企業・組織内における効果的な情報資産の管理（IT 資産、ソフトウェア資産）は、IT サービスの品質向上(ITSMS)、情報セキュリティの強化の促進（ISMS）、及び ICT サービス継続性（BCMS）等の推進に有効であることから引き続き、国際規格 ISO/IEC 19770-1（Information technology - Software asset management Part 1）に関する動向調査を実施する。

また、企業・組織におけるマネジメントシステムの段階的導入を促進するための普及啓発、市場開拓の一環として、ソフトウェア資産管理の成熟度自己評価モデルのソフト開発を行いそのパイロット運用を実施する。

【 電子署名・認証制度の推進のための指定調査機関業務等の実施 】

1 特定認証業務の認定に係る業務の実施方法等の調査

「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下、「電子署名法」という。）に基づき、当協会は主務大臣（法務・総務・経済産業省）から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。指定調査機関の有効期限は平成 25 年 4 月 16 日（5 年間）までであることから、再指定を受ける方向で申請準備を行うこととする。

また、現在、国が認定する特定認証業務は 16 業務（平成 24 年 2 月現在）であり、これら認証業務の認定の更新・変更認定及び新規に認定を申請する認証業務に関して、電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を引き続き平成 24 年度も実施し、その結果を主務大臣に通知する。

2 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発（国庫委託応募事業）

特定認証業務の調査機関として蓄積された専門的知見等をもとに、特定認証業務を行う者及びその利用者等に対し、問い合わせ、相談等による情報の提供、助言その他の援助を行うほか、利用者の電子署名の取り扱いに関する意識の啓発、電子署名・認証のしくみや、暗号アルゴリズム移行の必要性等に関する正しい理解を深めるため、Web やセミナー等による情報の提供を行い、電子署名及び認証業務の円滑な実施と電子証明書の利用拡大を図る。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題など、当該制度運用の向上に資する検討を実施する。

【 電子情報利活用の促進に関する普及啓発及び広報 】

1 電子情報利活用に関する情報収集及び発信

当協会では、わが国の情報化の総合的な動向を情報化白書（昭和 40 年、コンピュータ白書として刊行、現在隔年発行）として取りまとめ、紹介してきているが、本年度から利用ニーズの高い各種の統計データ、調査データについて、その利便性と即時性をより高めるため、半期毎に収集するデータ及び協会独自調査データを編集し、電子データとして発信する。

2 成果の提供

当協会の事業成果を報告書又は書籍として刊行するほか、協会ホームページで概要又は全文を公開する。また、協会設立以来の過去の報告書・資料（電子化されていない報告書等約 2,600 冊）に関して、本年度から 3 年計画で電子化作業に着手し、利用しやすいアーカイブスを構築し Web で公開することとする。

3 事業活動等の情報提供

JIPDEC メールマガジン（平成 24 年 2 月現在、定期購読者 7,391）により協会の各種事業と行事、ニュースピックアップ情報、関係省庁及び関連団体の IT 関連イベント等の情報を毎月 1 回発信する。

このほか、協会事業とこれに関する最新の話題等を取り上げる月例セミナー、関係省庁・有識者との情報交流会を開催し、これらの内容を電子情報利活用 NEWS として賛助会員を含む事業プログラム会員等に発信する。

また、協会のブランディング向上と重点事業の事業化推進の一環としての各種のセミナー・イベントを開催するほか、活動趣旨に合致する催事に展示出展や説明会・セミナー参加する。

4 賛助会員サービス

賛助会員に対して上記の成果の提供、各種セミナー等の優先参加・優待等のサービスを実施する。